

表彰規程

本会が行う表彰は、この規程に定めるところによる。

(目的)

第1条 子ども会ならびに子ども会活動助成にあたっている指導者（指導者組織を含む）育成者（育成組織を含む）等に対して、その業績を表彰し、今後における子ども会活動の振興をはかる。

(被表彰団体（者）)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

1. 団体表彰…単位子ども会、指導者組織および育成組織とし、おおむね10年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著である者。
2. 個人表彰…指導者、育成者として、おおむね15年以上にわたり継続して子ども会活動の指導または育成に従事しその功績が顕著である者、または市町連合体の会長に4年以上従事した者。

ジュニア・リーダーとして、高校1年から高校3年の12月までの間、通算して10回以上の活動履歴がある者

(推薦者)

第3条 推薦者は、市町会長とする。

(推薦方法)

第4条 1. 被表彰団体（者）の推薦は、次のいずれかによる。

- ①市町会長によって既に表彰されたもの。または市町会長が認めたもの。
- ②本会の理事会が推薦し、会長が適当と認めたもの。

2. 第3条にもとづく推薦者は、次の区分にもとづいて推薦を行う。

- ①単位子ども会
- ②ジュニア・リーダー組織
- ③指導者および育成者
- ④指導者組織および育成組織

(選考)

第5条 1. 選考は本会会長、副会長、常務理事、および学識経験者を以って構成する選考委員会で行う。

3. 選考の結果は推薦者、被表彰団体（者）に通知する。

(表 彰)

- 第6条 1. 表彰の時期は原則として毎年1回とする。
2. 被表彰団体(者)には表彰状を贈呈する。

(感謝状の贈呈)

- 第7条 1. 被表彰団体(者)のうち第2条第1号の子ども会はその育成会に、同条第2号の指導者、育成者はその夫または妻に、それぞれ感謝状を贈呈する。
2. 市町子連事務担当者が3年以上従事した場合、市町子連の推薦により感謝状を贈呈する。

(公益社団法人全国子ども会、その他の表彰推薦)

- 第8条 本会は公益社団法人全国子ども会連合会、その他の行う表彰の規程にもとづく候補者を推薦する。

(その他の顕彰等)

- 第9条 本表彰規程にもとづかない顕彰ならびに感謝状の贈呈等を行う場合は、その都度選考委員会の議を経て決定する。

附則 この規程は昭和44年7月1日から実施する。

この規程は昭和47年4月1日から実施する。

この規程は昭和48年4月1日から実施する。

この規程は昭和53年4月1日から実施する。

この規程は令和2年5月31日から実施する。

この規程は令和3年6月12日から実施する。

この規程は令和4年6月11日から実施する。

この規程は令和6年4月1日から実施する。

この規程は令和7年4月1日から実施する。